

本年12月の保険証廃止に関する今後のスケジュールについて

◆「資格確認書」とは

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況の方について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けることができるもの。

◆「資格情報のお知らせ」とは

マイナ保険証を安心してご利用いただくために、健保組合が保有する資格情報を記載し加入者全員に確認していただくもの。

	令和6年				令和7年				令和8年
	9月	10月	11月	12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～
保険証	保険証交付期間 ▶令和6年12月1日までは保険証を交付			▶令和6年12月2日(保険証廃止日)					
	【12月1日以前の加入者】 令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可 <経過措置期間>								
資格確認書				【12月1日以前の加入者】 健保組合がマイナ保険証による資格確認ができない者の情報を受け、 職権にて資格確認書を交付					
				【12月2日以降の加入者】 資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設け、 資格確認書の交付を希望する者に対して、新規加入時に交付					
資格情報のお知らせ	【10月上旬まで(予定)の加入者】 令和6年10月下旬にWEBにて 掲載予定(個人番号4桁含む)								
	【10月上旬以降(予定)～12月1日までの加入者】 令和6年12月2日以降に取りまとめて 事業所へ送付(個人番号4桁含まない)								
				【12月2日以降の加入者】 新規加入時に交付(個人番号4桁含まない)					

- 保険証廃止日から経過措置終了日以前(令和7年12月1日)までに資格喪失・扶養削除・各種訂正となった場合は、お届け書類に保険証を必ず添付してご返却ください。
- 経過措置終了日以降(令和7年12月2日)は保険証が使用できないため回収いたしません。
- マイナンバーカードと保険証の一体化に向け、令和5年6月1日から、新規加入者に係る「資格取得届」および「被扶養者異動届」へのマイナンバーの記載が義務化されています。マイナンバーの記載については、マイナンバーの記載のある住民票やマイナンバーカード等で本人確認を行い、誤りのないようお願いいたします。

詳細が確定いたしましたら、当組合ホームページ等でお知らせいたします。

マイナポータルでは登録されているご自身の保険証情報を確認することができます。

万が一、正しい情報が登録されていない場合は、マイナンバーカードで医療機関を受診することができなくなってしまうので、ご自身の保険証情報の確認を行っておきましょう。

マイナポータル >>>

